

2. 自治体を対象とした啓発事業調査について

○調査票について

児童虐待防止の啓発活動実施の状況把握のため、小・中学生を対象とした啓発活動、高・大学生を対象とした啓発活動、一般市民を対象とした啓発活動、オレンジリボン運動について、学生への啓発活動の必要性（自由回答）についての項目を設定した。

対象とした市については、西日本の人口 10 万未満、人口 10～20 万未満、人口 20 万～30 万未満、人口 30 万～50 万未満、人口 50 万以上のそれぞれの都市数の割合から抽出した。

また、府県・政令市については、西日本のすべての自治体に送付した。実施期間は 7 月末から 8 月末であった。

結果構成については、以下の順である。

(1) 市回答（西日本）

- ①小・中学生への啓発 ②高校・大学生への啓発 ③市民への啓発 ④オレンジリボン運動 ⑤今後の高校・大学生への啓発事業

(2) 府県・政令市回答（西日本）

- ①小・中学生への啓発 ②高校・大学生への啓発 ③市民への啓発 ④オレンジリボン運動 ⑤今後の高校・大学生への啓発事業

2. 自治体を対象とした啓発事業調査の結論

(1) 市回答

調査対象市の内、47 市から回答が寄せられた。回収率は 69%だった。

回答のあった市が対応する児童虐待件数は、平成 22 年度統計で 100 件未満 46.8%、100～200 件未満 23.4%、200～400 件未満 19.1%、400 件以上 10.6%であった。

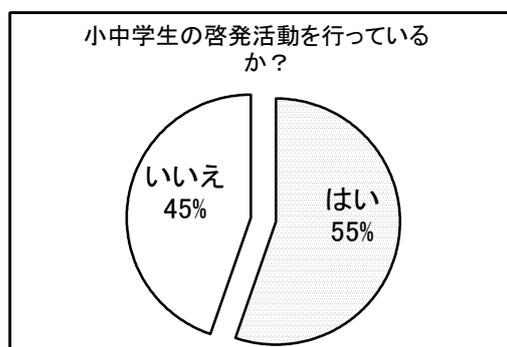
1. 小・中学生への啓発

① 啓発の実施について

小・中学生を対象に実施している割合は 55.3%であった。

表Ⅱ-1 小中学生の啓発活動を行っているか？

	件数	%
はい	26	55.3
いいえ	21	44.7
合計	47	100



② 小・中学生への啓発の内容

最も多かったのは、「リーフレット配布」と「ポスターはり」であった。なおリーフレットは、子ども向けというよりは、大人向けのリーフレットである。また市によっては、子どもの権利擁護のリーフレットや、子どもの電話相談窓口が記載されたカード、オレンジリボン憲章等が配布されていた。子どもの権利擁護のリーフレットで、ひらかなで子ども向けを対象とした市もあった。

表Ⅱ-2 小・中学生への啓発の内容

	小学生	中学生	小/中学生	合計	小中学生
広報活動				0	0.0%
CM				0	0.0%
ポケットティッシュ配布			1	1	3.8%
リーフレット配布	2		17	19	73.1%
グッズ無料配布				0	0.0%
オレンジリボン配布	1		2	3	11.5%
ポスターはり			18	18	69.2%
広報誌作成				0	0.0%
授業で取り上げる				0	0.0%
スポーツ試合				0	0.0%
垂れ幕				0	0.0%
マラソン				0	0.0%
講演会				0	0.0%
その他			4	4	15.4%

③ 小・中学生への啓発事業予算

回答は、23年度の予算である。

表Ⅱ-3 小・中学生への啓発事業予算

～20万円未満	8	17.0%
20～40万円未満	4	8.5%
40～60万円未満	1	2.1%
60万円以上	1	2.1%
なし	33	70.2%
合計	47	100.0%

●小・中学生への啓発を実施していない理由（自由回答）

回答として、全市民対象の啓発活動を優先させている。限定した啓発として捉えていない。また、職員向けに啓発の重点を置くという意見、さらには予算が不足、効果が低いとの意見があった。

1. 全市民対象に実施

一般の方を対象にした啓発活動の中で、一緒に取り組んでいるため。
今は市民全体を対象とした啓発活動を行っている。いずれは、小・中学生を対象にした活動も考えていけたらいい。
小・中学生だけというのではなく、全市民向けにラジオや広報での啓発を行ったり、各関係機関と連携をとり、ポスターを貼ったり、ティッシュ配りなどを実施。
対象を限定した啓発活動は実施していない。特に理由はなし。
限定した啓発ではなく、広報誌HPを利用して広く市民に啓発したため。
小・中学生を含めた包括的な啓発活動を実施している。

2. 職員対象に実施

今のところ地域住民や、関係機関に対する啓発でとどまっている。
ポスターなどは教育委員会などから配布している。教員向けの研修はあり。
児童を見守る立場の教職員や地域関係者向けに実施しているため。
小中学生を対象に限定した啓発は行っていない。県教委を通し、NPOが虐待防止のためのチャイルドラインのカードを配布している。また、教職員を対象にした研修会を教育委員会主催で実施。

3. 予算不足、効果が低い

予算不足のため。
児童・生徒に啓発しても効果が低いと思われるため。予算がなかったため。

4. その他

十分に把握していない(23年度はPTAの要望で一時間程度講演を行う:11校)
小・中学生を対象にした啓発活動実施の必要性を感じていないわけではないが、そこまで至っていないのが現状であるため。
どのような啓発が効果があるか検討中。
協議会事務局で手一杯。
虐待を防止するためには、まず大人への啓発を第一に考えているため、児童に対する「なにかあったらSOSを」といった呼びかけは、各学校に取り組んでもらっている。
小・中学校に対してリーフレットは配布しているが、児童への配布は行っていない。
特に啓発活動は実施していないが、平成22年度に「児童の権利に関する条約」のリーフレットを作成し、小学生低学年用、高学年用、中学生用に分けて、公立小・中学校に配布した。

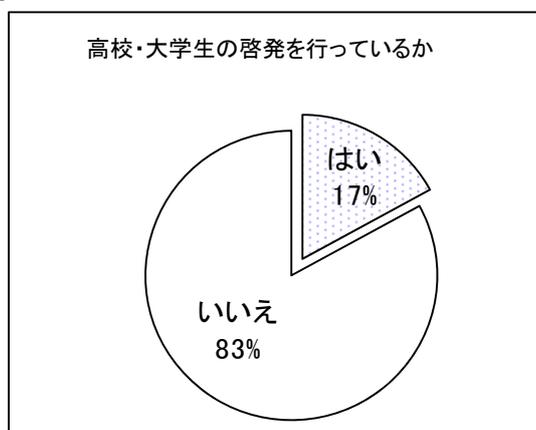
2. 高校・大学生への啓発

① 啓発の実施について

実施しているが17.0%で、「いいえ」が83%と多かった。

表Ⅱ-4 高校・大学生への啓発を行っているか

はい	8	17.0%
いいえ	39	83.0%
合計	47	100.0%



② 高校・大学生への啓発の内容

啓発内容では、「ポケットティッシュ配布」、「ポスターはり」、「リーフレット配布」となる。

表Ⅱ-5 高校・大学生への啓発の内容

	高校生	大学生	高・大学生	合計	高・大学生
広報活動				0	0.0%
CM				0	0.0%
ポケットティッシュ配布			7	7	87.5%
リーフレット配布	2		1	3	37.5%
グッズ無料配布				0	0.0%
オレンジリボン配布	1			1	12.5%
ポスターはり	1		2	3	37.5%
広報誌作成				0	0.0%
授業で取り上げる		1		1	12.5%
スポーツ試合				0	0.0%
垂れ幕				0	0.0%
マラソン				0	0.0%
講演会				0	0.0%
その他		1	1	2	25.0%

③ 高校・大学生への啓発事業予算

予算は「なし」が大部分を占めた。

表Ⅱ-6 高校・大学生への啓発事業予算

0～20万円未満	3	6.4%
20～40万円未満	1	2.1%
なし	43	91.5%
合計	47	100.0%

●高校・大学生の啓発事業を活動していない理由（自由回答）

回答の多くは、全市民対象の啓発を実施しているという内容が多く、また小・中学生と同様に「職員研修に力を入れている」の回答であった。啓発を実施する予算がないというところもあった。

また、市にとっては、高校は府県が管轄であったり、私学もあるため、啓発対象になりにくいという回答もあった。

1. 全市民対象に実施

一般の方を対象にした啓発活動の中で、一緒に取り組んでいるため。
一般の啓発に高校生や大学生も含まれていると考えている。
一般向け啓発活動が多岐に及び、高校生大学生を対象とした活動に手が回らなかったため。なお今後の検討課題と考えている。
今は市民全体を対象にした啓発活動を行っているため。
一般への啓発として行っている。
相談の中で、中学生いかの児童のケースが多いため、高校生や大学生については、一般啓発に含めて実施している。
高校・大学生を含めた包括的な啓発活動を実施している。
小・中学生だけというのではなく、全市民向けにラジオや広報での啓発を行ったり、各関係機関と連携をとり、ポスターを貼ったり、ティッシュ配りなどを実施。
限定した啓発ではなく、広報誌HPを利用して広く市民に啓発したため。
特に高校生、大学生に向けたということで啓発活動は実施していないが、高校生、大学生を含めた一般市民向けに啓発活動を行っている。

2. 職員対象に実施

教育委員会にて実施。教員向けの研修あり。
今のところ地域住民や、関係機関に対する啓発でとどまっている。
児童を見守る立場の教職員や地域関係者向けに実施しているため。

3. 予算不足

予算不足のため
予算的な都合
学生へ啓発しても効果が低いと思われるため。予算がなかったため。

4. その他

小中学校の児童生徒に対して重点的に行っている。
虐待防止の対策に多くの人に関心を持ち「通告する」事を促し、早期発見する事に焦点を当てているから。
市として特に接点がないため。
高校生、大学生の関わる虐待事業は極めて少ないため。
活動について十分に把握していない。
そこまで至っていないのが現状であるため。
県と連携を模索中。
協議会事務局で手一杯。
高校や大学を特定した活動は行っていない。(一般的なことで、広報誌などでも行っているが、または、リーフレット配布、講演会を行っている)
高校は県の機関、または私学となるため組織的な結びつきがない。
虐待を防止するためには、まず大人への啓発を第一に考えているため、児童に対する「なにかあったらSOSを」といった呼びかけは、各学校に取り組んでもらっている。
当市には、高校や大学を管轄する部署がないこともあり、高校生と大学生に積極的に啓発活動を行う必要性を感じていなかったため。
特になし

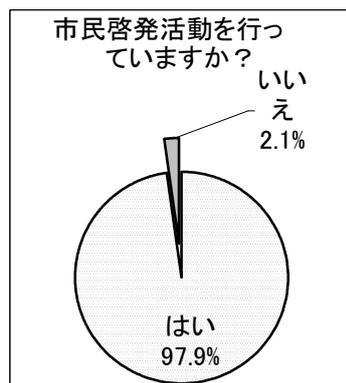
3. 市民への啓発

① 啓発の実施について

市民への啓発は、1都市を除いては全ての自治体が実施していた。

表Ⅱ-7 市民への啓発活動

はい	46	97.9%
いいえ	1	2.1%
合計	47	100.0%



② 市民への啓発の内容

最も多いのが、厚生労働省作成ポスター配布、ついでリーフレット配布である。またポケットティッシュ、オレンジリボン配布、講演会の開催、自治体主催の広報活動などが啓発活動としてあげられた。

表Ⅱ-8 市民への啓発の内容

自主主催広報活動	10	21.7%
自治体以外広報活動		0.0%
CM	1	2.2%
ポケットティッシュ配布	16	34.8%
リーフレット配布	32	69.6%
ライトアップ	3	6.5%
グッズ無料配布	10	21.7%
グッズ販売		0.0%
オレンジリボン配布	15	32.6%
ポスターはり	34	73.9%
広報誌作成	9	19.6%
授業で取り上げる		0.0%
スポーツ試合		0.0%
バス電車広告	2	4.3%
垂れ幕	8	17.4%
マラソン		0.0%
講演会	21	45.7%
その他	22	47.8%

③ 市民への啓発事業の予算

事業予算について、多くが30万円未満の回答であった。

表Ⅱ-9 市民への啓発事業の予算

0～30万円未満	31	67.4%
30～60万円未満	2	4.3%
60～100万円未満	1	2.2%
100～150万円未満	4	8.7%
150万円以上	2	4.3%
なし	6	13.0%
合計	46	100.0%

④ 関係機関との協力

76% が関係機関と協力して活動をしていた。

表Ⅱ-10 関係機関と協力しているか？

はい	35	76.1%
いいえ	9	19.6%
無回答	2	4.3%
合計	46	100.0%

⑤ 協力機関について

協力機関については、各機関があがったが、「その他」においては、要保護児童対策地域協議会も含まれていた。

表Ⅱ-11 協力している機関

学校	19	41.3%
社会福祉協議会	15	32.6%
NPO法人	7	15.2%
児童相談所	22	47.8%
民生委員・児童委員	20	43.5%
民間企業	3	6.5%
その他	15	32.6%

「その他」の回答では、要保護児童対策地域協議会、自治会など。

⑥ オレンジリボン活動について

オレンジリボン運動については、8割が実施していた。

表Ⅱ-12 オレンジ活動を知っていますか

はい	38	80.9%
いいえ	9	19.1%
合計	47	100.0%

⑦ オレンジリボン活動と児童虐待防止啓発活動について

オレンジリボン運動と児童虐待防止啓発活動を同一のものとしていたところは、65.2%であり、一部重ねているところが17.4%を占めた。

表Ⅱ-13 オレンジリボン活動と児童虐待啓発活動

同一のもの	30	65.2%
一部重ねて	8	17.4%
別のもの	0	0.0%
無回答	8	17.4%
合計	46	100.0%

市民啓発事業

児童虐待防止月間に庁舎に横断幕を掲示

映画会「葦牙」(あしかび)、支援者研修会

市公用車へのオレンジリボンステッカー貼付

PTAや地域の民生委員等により、依頼があれば出前講座として講座を行っている

市のホームページで啓発

市役所に啓発パネルを展示、ポケットティッシュ、リーフレット等を配布。映画上映会(「長い散歩」を単年度事業で実施)

児童虐待防止啓発映画上映会とトークショーの開催

子育て支援総合センターのイベント(KOKO フェスティバル)内での啓発コーナーを設ける

ケーブルテレビで放映。他団体主催のシンポジウムに参画、パネリスト参加。たれ幕を掲示。

オレンジリボンを作って保健福祉担当職員が身につける。市報「やまぐち」に特集記事を掲載。オレンジリボンたすきりレーin山口に参加

ビデオ上映会

電光掲示板を活用

公民館祭を利用したチラシの配布。民生委員研修会。

児童虐待防止月間に市広報に啓発記事の掲載。ケーブルテレビでの放映。

既存の広報誌での周知

市広報にコラム掲載

ラジオやケーブルテレビでの呼びかけ

有線テレビにて文字放送を依頼

クリアファイルの配布

研修会(子育て支援者を対象に)

市政広報番組の利用、市広報誌の掲載、街角インフォメーションの利用

公用車にオレンジリボンのマグネットシートを設置。地域も参加してオレンジリボンウォーキングを実施

- 今後 中・高・大学生に対して児童虐待防止の啓発活動をさらに広げるために必要なこと
(自由回答)

1. 学校の授業で取り上げる

「いのちの大切さ」「親になることの意味」等を、実際に幼児と接することにより、学ぶことのできる機会を設ける。
中・高・大学生対象というところでは、学生が親になった時、虐待をしない様、性教育にはじまり。虐待とは、子育てとはなど、長期的な教育が必要と思います。学校の中でも虐待は大きな問題である事から、文部科学省の中での取組が必要となる。
学校の授業で取り上げる。
学校での取組が有効である。
定期的に学校の授業で児童虐待について取り上げること。TVをはじめとするメディアを活用した広報(CM・ドラマ他)
教育カリキュラムの中に児童虐待防止に関する内容を入れる。
授業、講義の中で取り入れてもらう。(学習指導要領内に組み込む)
まずは、教職員に対する児童虐待とその防止に向けた取組の重要性について、十分な周知徹底を図り、その上で学生を対象にした出前出張的な啓発活動を行うことが必要。
自尊感情や他者を思いやる気持ち、それらを年齢や発達に応じて認識させる取組が必要。
学校の授業などで、最寄りの相談窓口や児童養護施設、里親などの制度の周知。
小学生の頃から、子どもたちに自分の権利や義務、虐待を受けた場合にどのように行動することが出来るかといったことなどを教える。

2. 日ごろから機関連携や教職員の認識を高める

学校側の理解・協力が欠かせないため、教員等学校関係者との普段からの連携が必要。
教職員等への啓発、研修。
高校・大学が児童虐待の視点を持ってもらうよう、要保護児童対策地域協議会を中心に説明を行い、問題意識を持ってもらうよう連携を深めていくことが必要。
各機関と十分な連携をとり、同じねらいを持って啓発をすることが必要だと思う。11月の虐待防止月間には、車両に虐待防止に関するマグネットなどをつけたり、ティッシュ配りをしたり、市民に向けた啓発活動をしていきたい。
主任児童委員、民生委員など、地元の人たちと協力してイベントなどで啓発活動を行っていく。
学校の理解。児童相談所のフットワークのよさ。

3. 広報活動を実施する

これから講演や啓発グッズを提供することもひとつの方法ではあるが、実際に街角でのグッズ配布等、キャンペーン活動に参加してもらうことで、児童虐待防止についての市の取組を知ってもらう等、より深く認識してもらえと思う。
中・高・大生が身に付けたいと思う、全国的に統一したデザインのグッズの作成
中・高・大学生から支持を集める著名人を広告塔として活用したメディアを介しての啓発
より身近なところで相談できるように、また多くの人が支援しているということが伝わるように、関係者(相談窓口へつなぐ人も含めて)が、ピンバッジなどを着用する
虐待防止をテーマとしたイベントを実施するにあたり、大学生のサークル等に協力して頂いたことがありますが、子どもたちにも好評でした。(歌のお兄さんなど)子育て支援センターに、高校生がボランティアで参加してくれたりもしています。実際に子どもたちと触れ合うなかで、虐待や子育てについて考える機会を作ればよいと思いますが、まだそこまでは出来ていない。

4. その他

若年層に対する児童虐待防止の啓発活動を、効果的に実施している地域の先進事例等情報があれば、今後の取り組みについて具体的に考えることができる
CAPのこどもワーク。法務局の人権教育教室。HIVのワークショップ。人間を尊重するということが体得できれば、暴力のない社会を築くことができます。(ほんの少しの歩みでも)
中学生については、本人が被虐待児童の可能性もあり、高校・大学生については、加害者となり得ることも考えられ、それぞれの状況に合わせたわかりやすい啓発活動、例えば虐待とは何か、や、虐待に気付いたとき、自分が虐待されているときはどうすればいいか、などの内容のものを作成し、活動を行うのがよいのではないか

4. まとめ

市での取組は、市民啓発が主たる内容であった。高校・大学生を対象とする啓発は市民啓発に組み入れられており、若者を対象とした啓発は少なかった。

今後の提案については、中学・高校・大学生に対しては、「授業で取り上げられること(児童虐待をカリキュラムに入れる、定期的に授業をする)」、「学習指導要領に載せる」、「自尊感情を育てる授業」、「児童養護施設など社会的養護の知識も理解できるような取組を入れた授業」、「高校生が参加できるデザイングッズの作成」、その他には「各種メディアへのアプローチ」、「暴力防止のワークショップ」などの提案なども示された。

また、日ごろからの児童虐待防止には、関係機関の連携が重要であることから、関係機関や教職員の理解を深めていくための広報の工夫などの意見もあがった。

(2) 府県・政令市回答

西日本全府県 24、政令市 8 の計 32 に送付し、23 府県政令市の回答を得た（回収率 71%）

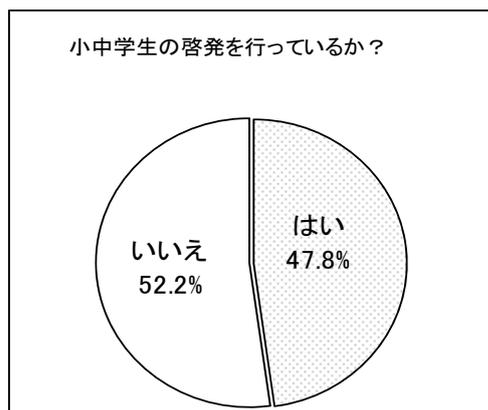
1. 小・中学生への啓発

① 啓発の実施について

小中学生への啓発は 47.8%が実施していた。

表Ⅱ-14 小・中学生への啓発を行っているか

はい	11	47.8%
いいえ	12	52.2%
合計	23	



② 小・中学生への啓発の内容

小・中学生への啓発は、「リーフレット配布」や「ポスターはり」が多かった。

表Ⅱ-15 小・中学生への啓発の内容

	小学生	中学生	小/中学生	合計	小中学生
広報活動	1			1	9.1%
CM				0	0.0%
ポケットティッシュ配布	1			1	9.1%
リーフレット配布	1		7	8	72.7%
グッズ無料配布	1			1	9.1%
オレンジリボン配布				0	0.0%
ポスターはり	1		6	7	63.6%
広報誌作成	1			1	9.1%
授業で取り上げる				0	0.0%
スポーツ試合				0	0.0%
垂れ幕				0	0.0%
マラソン				0	0.0%
講演会				0	0.0%
その他	2		2	4	36.4%

③ 小・中学生への啓発事業の予算

「なし」の割合が高かったが、60万円以上の地域も3箇所あった。

表Ⅱ-16 小・中学生への啓発事業の予算

0～20万円未満	1	4.3%
20～40万円未満	1	4.3%
40～60万円未満	1	4.3%
60万円以上	3	13.0%
なし	17	73.9%
合計	23	100.0%

●府県・政令市で小・中学生への啓発活動をしていない理由（自由回答）

小学生・中学生にターゲットを絞らず、親子向けや一般の方に対して事業を実施しているため。
 県民活動として啓発活動を展開するため、性別・年齢層を問わず、幅広く広報を実施したため。
 対象を限定しない啓発活動を行う方針であるため。
 広く県民全体に対する啓発活動に取り組んでおり、対象者を限定した取組は行っていない。
 広く一般の方を対象に啓発活動を行っている。対象を絞った啓発活動は今後検討していく。

現在子育て中の親世代への啓発に重点を置いている。
 小学生に対しては、虐待する側の啓発の必要性を感じない。中学生に対しては、まず指導する立場にある教師に対する啓発が必要だと考える。

予算確保が困難であった

子ども相談ホットライン 24 時間のカードを全小中学生へ配布のみ実施している。
 特段の理由はなし。

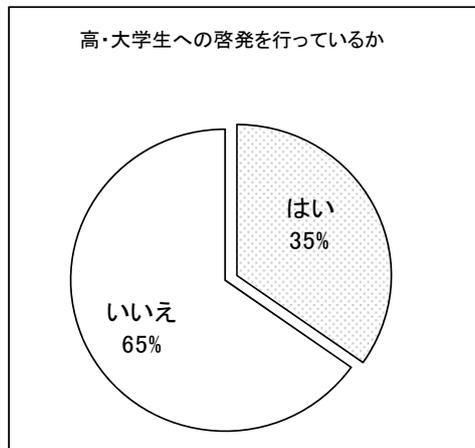
2. 高校・大学生への啓発

① 啓発の実施について

「実施している」の回答は 35%であり、市での割合に比べると、県での取組割合が高かった。

表Ⅱ-17 高校・大学生への啓発を行っているか

はい	8	34.8%
いいえ	15	65.2%



② 高校・大学生への啓発の内容

「リーフレット配布」、「ポスターはり」、「その他」の活動である。

配布については、一般市民と同じポスター、リーフレット配布であり（厚生労働省配布のもの）、年齢を対象にした内容ではない。

表Ⅱ-18 高校・大学生への啓発の内容

	高校生	大学生	高・大学生	合計	高・大学生
広報活動		1		1	12.5%
CM				0	0.0%
ポケットティッシュ配布				0	0.0%
リーフレット配布	4			4	50.0%
グッズ無料配布				0	0.0%
オレンジリボン配布				0	0.0%
ポスターはり	5			5	62.5%
広報誌作成				0	0.0%
授業で取り上げる				0	0.0%
スポーツ試合				0	0.0%
垂れ幕				0	0.0%
マラソン				0	0.0%
講演会				0	0.0%
その他	3			3	37.5%

③ 高校・大学生への啓発事業の予算

不明が多かったものの、30万円以上のところは2地域であった。

表Ⅱ-19 高校・大学生への啓発事業の予算

～10万円未満	1	9.1%
10～30万円未満	1	9.1%
30万円以上	2	18.2%
不明	7	63.6%
合計	11	100.0%

● 高校・大学生への啓発活動をしていない理由（自由回答）

高校生・大学生にターゲットを絞らず、親子向けや一般の方に対して事業を実施している。
県民活動として啓発活動を展開するため、性別・年齢層を問わず、幅広く広報を実施した。
対象を限定しない啓発活動を行う方針である。
広く県民全体に対する啓発活動に取り組んでおり、対象者を限定した取組は行っていない。
広く一般の方を対象に啓発活動を行っている。対象を絞った啓発活動は今後検討していく。

現在子育て中の親世代への啓発に重点を置いているため。
高年齢層に児童虐待防止及び早期発見を周知しているため。

予算確保が困難であった。

高校生以上は自立の可能な年齢となっており、被害のリスクは低下するため、将来親になっていくことを見据えての啓発活動は必要と思われるが、今のところ実施していない。

特段の理由はなし。

単に実施していなかった。

実施に至っていない。今後検討。

3. 市民への啓発

① 啓発の実施について

府県・政令市においては、全ての自治体が啓発活動を実施していた。

表Ⅱ-20 市民への啓発を行っているか

はい	23	100.0%
いいえ	0	0.0%

② 市民への啓発の内容

市民への啓発の内容は、順に「ポスターはり」、「リーフレット配布」、「自治体主催広報活動」、「オレンジリボン配布」、「グッズ無料配布」、「ポケットティッシュ配布」、「講演会」などであった。

表Ⅱ-21 市民への啓発の内容

自治主催広報活動	14	60.9%
自治体以外広報活動	7	30.4%
CM	3	13.0%
ポケットティッシュ配布	5	21.7%
リーフレット配布	14	60.9%
ライトアップ	4	17.4%
グッズ無料配布	9	39.1%
グッズ販売	1	4.3%
オレンジリボン配布	14	60.9%
ポスターはり	17	73.9%
広報誌作成	1	4.3%
授業で取り上げる	1	4.3%
スポーツ試合	1	4.3%
バス電車広告	6	26.1%
垂れ幕	6	26.1%
マラソン	2	8.7%
講演会	8	34.8%
その他	13	56.5%

③ 市民への啓発事業の予算

啓発事業は150万円以上が13箇所あったが、府県によっては500万円以上を計上していたところもあった。特に児童虐待による死亡事例が発生した自治体においては、啓発活動の予算を強化していた。

表Ⅱ-22 市民への啓発事業の予算

0～30万円未満	4	17.4%
30～100万円未満	1	4.3%
～150万円未満	1	4.3%
150万円以上	13	56.5%
合計	19	82.6%

④ 関係機関との協力

関係機関との協力は91.3%が連携をし、啓発活動を実施していた。

表Ⅱ-23 関係機関と協力しているか？

はい	21	91.3%
いいえ	2	8.7%
合計	23	100.0%

⑤ 協力機関について

児童相談所が最も多かった。

表Ⅱ-24 協力している機関

学校	7	33.3%
社会福祉協議会	8	38.1%
NPO法人	9	42.9%
児童相談所	15	71.4%
民生委員・児童委員	9	42.9%
民間企業	8	38.1%
その他	5	23.8%

その他においては、以下のような団体やNPOが参加をしていた。

教育委員会・警察・地元スポーツチーム・ロータリークラブ
任意団体
児童養護施設、児童家庭支援センター
児童養護施設連絡協議会、児童家庭支援センター
キワニスクラブ

推薦できる啓発例

どこの：地元スポーツチーム
内容：ホームゲーム開催時に関係者にオレンジリボンを着用してもらい、試合前にアナウンスをしたり啓発物品を配布
どこの：児童相談所
独自のポスターを作成し、厚生労働省作成のポスターが配布されない学校等に配布している。市の広報誌に、虐待防止啓発の記事を掲載している。4ヶ月健診を受診する親子に、子育てに悩んだときは相談するように、また虐待の定義を記載したリーフレットを配布している。

⑥ オレンジリボン運動について

オレンジリボン運動については、8割が実施していた。

表Ⅱ-25 オレンジリボン活動を知っていますか？

はい	19	82.6%
いいえ	4	17.4%
合計	23	100.0%

⑦ オレンジリボン運動と児童虐待防止啓発活動について

オレンジリボン運動と児童虐待防止啓発活動を同一のものとしていたところは、63.2%であり、一部重ねているところが36%を占めた。

表Ⅱ-26 オレンジリボン活動と児童虐待防止啓発の活動内容

同一のもの	12	63.2%
一部重ねて	7	36.8%
別なもの	0	0.0%
合計	19	100.0%

●今後 中・高・大学生に対して児童虐待防止の啓発活動をさらに広げるために必要なこと
(自由回答)

授業等を活用し、子育ての疑似体験をしたり、子育ての悩みについて相談できる機関があることを認識してもらう。
学生に対しては学校での授業で取り上げ、児童虐待について理解してもらうことが必要だと思う。しかし、その前に指導する立場にある教師が知識をもったり理解をすることが必要だと思う。
児童相談所職員等による学校等への出前講座の実施。学校教育全体を通じて、家族のあり方、家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義等について学習したり、児童生徒がいろいろな機会を通じて、実際に乳幼児との触れ合いや交流、親世代との交流など、実践的・体験的な学習活動が出来る取組を行う等、次代の親育てを意識した活動の支援が必要である。
①オレンジリボン活動の主旨を学校の授業で取り上げてもらうこと ②子どもの権利に周知すること
技術・家庭等の授業で若い子どもとふれ合ったり、育児体験を行うことが必要。
《必要なこと》児童虐待通告の必要性の理解。将来、親となった時に虐待をしないよう、虐待に関する正しい理解の促進。《取り組み》人権教育の一環としてカリキュラムへ取り組む。

過去に受けていた虐待を自覚した場合のフォロー体制。先行しているDV防止啓発を参考に連携する。近い将来の加害者になることを防ぐ啓発を行うと同時に、子どもを持つ友人に何が出来るか考える取組も必要。
中・高・大学生ボランティアとの連携など。街頭啓発活動などの取組。
教育委員会及び各学校との連携が必要である。

現在配分されている予算の中で地道な啓発活動を継続して取り組んでいく必要がある。

実行委員のメンバーに加わってもらう。啓発行事を通じ、取組や虐待に対する意識が深まる。

相談窓口の周知。相談窓口を掲載した、チラシやカードの配布。

訴求力の高い広報媒体を用いることが必要。生徒・学生・個人に直接届くような広報の実施。

乳幼児や若年齢の子どもの命の大切さを実感できるよう、これからの子どもたちと、中・高・大学生とが交流できる場をつくり、虐待防止の意識を高める必要がある。中・高・大学生が、被虐待児である場合は、それが「虐待」であることを認識させ、相談できるところがあることを周知させる。また、これからの子どもたちが子育て世代になる前から、子育ての悩みを共有したり、相談したり出来る場があることを教えておく必要もある。

虐待とは何かを知っている(自分が受けているものが虐待と感じる)。次にどこに相談したら良いか知っていることが大切。

妊娠、出産、育児に係る知識の普及。望まない妊娠等の予防が期待される。

4. 府県・政令市のまとめ

府県・政令市については、児童相談所を管轄しているため、児童相談所とともに啓発活動を実施しているところが多かった。また啓発対象を学齢別に分けることなく、市民への啓発として実施しているところが多かった。

高校については、「授業で取り上げる」、「オレンジリボンについても授業で取り上げる」、「児童相談所からの出前講座を考える」、「乳幼児とふれあう体験をする」など、次世代を意識した取組があがった。また「通告を知ってもらうことが重要である」、「学校との連携が必要である」、「活動については若者も参加し、意識を高める工夫をする」などの意見もみられた。

2. 自治体を対象とした啓発事業調査の結論

児童虐待防止啓発活動については、厚生労働省作成のポスターやパンフレット配布、また自治体主催の講演やオレンジリボン運動などが実施されていた。高校・大学生を対象に特化した形での啓発内容は特になかった。

市及び府県・政令市で共通して示されたのは、授業内に児童虐待防止の内容をカリキュラムの中で定期的に取り上げていくことであった。授業内容については、命を守るという観点から、ものづくり、劇、ワークショップなど、若者に根付きやすくするための参加型のものが試行されていた。

すでにIの調査においても、高校生、大学生側から、授業で学びたいというニーズが示されており、困った時や児童虐待関連で相談したい場合に情報を得ることができるパンフレットの作成や配布なども、若者にとって利用しやすい工夫などを計画していくことが考えられる。